



県章

山形県公報

令和6年11月19日（火）

第556号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域福祉推進課）…1121

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）…1122
○公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…同
○同……………（同）…1123
○同……………（同）…1124
○同……………（同）…同
○同……………（同）…1125
○同……………（同）…1126
○同……………（同）…同
○同……………（同）…1127
○同……………（同）…同
○同……………（同）…1128
○同……………（同）…同
○同……………（同）…1129
○同……………（同）…1130
○同……………（同）…同
○同……………（同）…1131
○同……………（同）…同

規 則

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第70号

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第15条及び第16条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

第17条中「第2項」を「第2項及び第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第800号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類（通称名 F l u n i t a z e n e、F l u o n i t a z e n e）
- (2) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類（通称名 M e t o d e s n i t a z e n e、M e t a z e n e）
- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名 M D - P i H P、M D - P H i P）
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 A D B - 5 ' B r - P I N A C A）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和6年11月16日

山形県告示第801号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

東置賜郡川西町大字上小松地内

2 公共測量を実施する期間

令和6年11月18日から令和7年3月25日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ米沢店

米沢市成島町三丁目2758番地16

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年10月24日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター

米沢市徳町440番1外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年10月24日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橋 正 喜

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和6年10月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM天童店

天童市糠塚三丁目1番15号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名 称	所 在 地
DCMホームック天童店	天童市糠塚三丁目1番15号

（変更後）

名 称	所 在 地
D C M 天 童 店	天童市糠塚三丁目 1 番15号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 6 年10月30日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 7 年 3 月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び上山市役所において令和 7 年 3 月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 6 年10月30日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 7 年 3 月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン老野森
天童市大字老野森404番2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年10月30日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店
鶴岡市美咲町34番地6外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年10月30日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和 7 年 3 月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー前田店

山形市前田町 6 番10号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 6 年11月 1 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 7 年 3 月19日までに知事に提出することができ

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和 7 年 3 月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー山形北店

山形市馬見ヶ崎四丁目 3 番 3 号外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日
縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日
令和6年11月1日

5 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー白山店
山形市白山二丁目3番33号外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日
縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日
令和6年11月1日

5 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び寒河江市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー寒河江店

寒河江市大字寒河江字赤田71番4号外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年11月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び長井市役所において令和7年3月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー長井店

長井市九野本字舘野762番4外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年11月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和 7 年 3 月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー天童南店

天童市南町一丁目 2 番 1 号外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 6 年11月 1 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 7 年 3 月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和 7 年 3 月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー東根中央店

東根市さくらんぼ駅前三丁目 9 番 1 号外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 6 年11月 1 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 7 年 3 月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び尾花沢市役所において令和 7 年 3 月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北村山ショッピングプラザ

尾花沢市大字尾花沢字下新田1359番 3 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 6 年11月 1 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 7 年 3 月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和 7 年 3 月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成沢

山形市成沢西一丁目 6 番17号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年11月7日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年3月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見